



平成 23 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 K F E J A P A N 株式会社
代表者名 代表取締役社長 三島 一祥
(コード番号 : 3061 名証セントレックス)
問合せ先 総務部長 井上 和明
(T E L 045-474-1259)

名古屋証券取引所への「改善報告書」再提出のお知らせ

当社は、当社の 100% 子会社である KFE HONG KONG CO., LIMITED の第三者割当増資について、投資者の投資判断上、重要と認める内容が適切に開示できなかったこと及び名古屋証券取引所からの一連の照会事項に対して正確な報告ができなかったことについて、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別紙のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、「改善報告書」に記載した再発防止策を当社全職員が一丸となって確実に実行していく所存でございます。

今後とも当社をご支援下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添書類：改善報告書

改善報告書

平成 23 年 11 月 1 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役 畑柳 昇 殿

KFE JAPAN 株式会社
代表取締役 三島 一祥



KFE JAPAN 株式会社（以下、「当社」という。）は、平成 23 年 6 月 7 日付「当社 100% 子会社の増資に関するお知らせ」（以下、「本プレスリリース」という。）にて、当社の 100% 子会社である KFE HONG KONG CO., LIMITED（以下、「KFE 香港」という。）による、株式会社 MA インターナショナル（以下、「MA インターナショナル」という。）を割当先とした第三者割当増資を実施すること（以下、「本件増資」という。）を開示いたしました。しかしながら、その後、同日付「（追加）『当社 100% 子会社の増資に関するお知らせ』の一部追加について」、同日付「（訂正）『当社 100% 子会社の増資に関するお知らせ』の一部追訂正について」（以下、併せて「6 月 7 日付本訂正プレスリリース」という。）及び平成 23 年 9 月 21 日付「（訂正）『当社 100% 子会社の増資に関するお知らせ』の一部訂正について（続報）」（以下、「9 月 21 日付本訂正プレスリリース」という。）において、本プレスリリースにて公表した内容に関して一部訂正・追加を行わざるを得ない事態となりました。

上記一連の開示に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 48 条第 3 項に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を一度提出致しましたが、同報告書における記載内容が不十分であったため、ここに再提出致します。

I 経緯

1. 本件増資を公表するに至るまでの経緯

(1) 割当先の選定に至る経緯

当社グループにおいては、その財務体質の脆弱さにより、平成 22 年頃より継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いており、また、平成 23 年 3 月末において債務超過となる可能性が高いとの認識に至ったことから、平成 23 年 5 月 10 日頃、債務超過を解消して当社グループに対する信用不安を払拭するため、当社は、当社本体に対する増資、すなわち第三者割当による新株式の発行による資金調達の検討を開始いたしました。当社が増資を軸に検討を始めたのは、平成 23 年 3 月期の連結財務諸表等において継続企業の前提に関する注記を記載しており、新規借入により金融機関から必要資金を調達することが困難な状況にあると考えられたためでした。

当社は、これらの課題と当社の事業戦略を理解した上で、早急にご対応いただける投資家を選定するため、証券会社等から斡旋を受けて複数の有力候補先と接触を重ねておりましたところ、ファイナンシャル・アドバイザリー業務（投資家の候補先の紹介及び当該候補先との調整等の業務）を提供する業者より紹介を受け、平成 23 年 3 月下旬に顔合わせを行っていた MA インターナショナルから、当社に対するエクイティファイナンスによる資金提供（以下、「本件増資原案」という。）についての具体的な提案を受けるに至りました。

MA インターナショナルからの提案は、①当社において短期的に必要な既存事業に対する運転資金を十分に提供することであること、②将来的な必要資金をも提供するものである可能性があること、及び③中国を中心としたアジア圏における当社グループの成長可能性の確度及び当社グループのコア事業である電子部品事業と環境関連事業を促進していくという中長期の事業戦略についていずれも理解を示していること、といった、当社が増資の割当先に求める条件を満たしていたことから、その後、当社と MA インターナショナルとの間で、本件増資原案の実施につき具体的な検討・協議を進めました。

本件増資原案については、当時の当社代表取締役であった原田隆朗氏（以下、「元代表」という。）自らがプロジェクトリーダーとしてプロジェクトを立ち上げた上で、元代表の主導のもと、MA インターナショナルに過去 3 期の決算書等の基礎的な資料提供を依頼する等して、同社の所有資産及び資金繰り状況並びに今後の出資源泉について調査致しましたが、十分な情報を得ることはできませんでした。しかし、当社においては、元代表の強い意向のもと、他の役員及び従業員は元代表から本件増資原案について簡単な説明を受けたのみで、当社として本件増資原案の実施を本格的に推進することを決定するに至りました。

(2) 関東財務局及び名古屋証券取引所に対する本件増資原案の説明及び当社本体への増資の実施を断念するに至った経緯

当社においては、平成 23 年 5 月 17 日に、関東財務局（以下、「財務局」という。）との間で、本件増資原案に係る初めての事前相談を行いました。しかし、本件増資原案の検討を開始したのが同年 5 月に入ってからであったため、割当先である MA インターナショナルに対する調査などの準備が十分にできておらず、財務局より確認不十分な点及び事実に誤りのある点につき多々指摘を受け、また、その後に当社にて実施した調査の結果、従前の記載内容を修正せざるを得ない事態が数多く発生しました。さらには、同年 5 月 31 日の時点で最終的に作成した資料についてさえ、財務局から、未だ内容が不十分である旨の指摘を受け、また、財務局との相談と並行して行っていた

名古屋証券取引所（以下、「名証」という。）への事前相談においても、割当先に関する調査内容が不十分であり、名証からの質問事項に対する回答が不正確ないし追加の検証を行う必要があるとの指摘を繰り返し受けました。

このように、財務局及び名証への説明が不正確かつ不十分なものとなってしまったのは、十分な検討期間を設けず拙速に財務局及び名証への事前相談を開始したこと、及び、元代表が財務局や名証との窓口を自ら担当し、当社の他の取締役等に相談することなく単独で方針を決定していたためであると考えられます。元代表は、本件増資原案を是が非でも実行したいという当社の方針を財務局及び名証に理解してもらうためには、元代表が自ら説明等を行うべきであるとの認識をもっており、そのため、他の役員や従業員が財務局及び名証と連絡することを制限し、元代表が自身で対応いたしておりました。

事前相談を拙速に行ったのは、その当時、平成 23 年 5 月 31 日に予定されていた平成 23 年 3 月期の決算発表において、当社グループが債務超過に陥った事実が明らかとなれば、信用不安から顧客離れを招き、当社グループの経営がより深刻な状況に陥ることが懸念されていたため、平成 23 年 3 月期の決算発表と同時に、本件増資原案の発表をも併せて行いたいとの意向を、元代表が強く有していました。

このような元代表の意向に従い、当社においては、本件増資原案の検討を始めた当初は、同年 5 月 31 日に本件増資原案の実施に係る取締役会決議及びその旨の公表を行い、同年 6 月 29 日の株主総会において本件増資原案に係る承認決議を経た上で、同月 30 日に本件増資原案に係る払込みを実施するという計画を立てておりましたが、財務局及び名証との事前相談において、上記のように、不正確、不十分な点の指摘を多々受けるなどし、財務局及び名証の理解を得られるには至りませんでした。そのため、同年 5 月 31 日に予定していた取締役会決議は見合せざるを得ない状況に陥りました。かかる状況においても、元代表は、平成 23 年 3 月期の決算発表と本件増資原案の発表を同時に行うことには固執し、平成 23 年 3 月期の決算短信の開示を所定期間を超えて遅延させる一方で、何とか本件増資原案に係る取締役会決議を平成 23 年 6 月 3 日に行い、両者を併せて行うことを計画し、当日には全役員に決議資料等を配布して準備を進めておりました。しかしながら、同日に至っても、当社は、財務局及び名証からなされた照会に対して未だ正確かつ十分な回答をすることができず、MA インターナショナルの財務状態について実質債務超過ではないとする根拠を確認するにも至らなかつたため、結局、同日中に財務局及び名証の理解を得られる見込みはないとの判断に至り、同日に予定していた取締役会決議は行いませんでした。

(3) 本件増資の強行に至る経緯

このような状況の中で、元代表は、MA インターナショナルと連絡をとり、平成 23 年 6 月 4 日から同月 5 日にかけて、平成 23 年 3 月期の決算発表と同時に当社の債務超過を解消することができる代替案を検討いたしました。具体的には、一つは子会社への増資、もう一つは少額での当社本体への増資でした。結論として、当社本体に対して第三者割当増資を行う場合には、発行済株式の希薄化が生じることによって既存の株主様に及ぼす影響が大きいこと、また、この場合には、第三者割当の必要性及び相当性に関する株主総会決議又は独立した第三者委員会による意見を求める必要があり、新株発行に時間がかかってしまうこと、当社グループの債務超過の解消という目的に照らせば当社本体ではなく子会社に対する増資でも目的を達成できることといった事情に鑑み、当社本体ではなく、当社の重要な営業拠点である KFE 香港への第三者割当に係る本件増資を行うことを MA インターナショナルとの間で合意いたしました。なお、当社では、財務局及び名証への対応に加え、MA インターナショナルとの交渉についても、元代表が単独で行っておりました。

平成 23 年 6 月 6 日、元代表から名証に連絡し、当社本体への増資から、KFE 香港への増資へと方針を転換する旨を伝えましたが、名証からは、子会社への増資に関しても名証として確認すべき項目は同様であり、割当先に関する照会事項に対して誠実に回答することを求めるに変わりはないとの指摘を受けました。それにも関わらず、元代表は、平成 23 年 3 月期の決算発表と本件増資の同時開示に固執し、同日、元代表はそれまでに準備していた資料を名証に提出した上、本件増資の実施に係る取締役会決議を強行し、翌日、本プレスリリースを開示いたしました。

2. 6 月 7 日付本訂正プレスリリースを行うに至るまでの経緯

本プレスリリースは、上記のような状況下での限られた時間の中で作成したため、内容が必ずしも十分ではなく、名証より、当初は当社本体による第三者割当増資を検討していたにも関わらず、KFE 香港の第三者割当増資に変更した経緯・理由を説明すること及び本件増資が当社連結財務諸表等に与える影響等の今後の見通しについて追加で開示することを要請されたため、平成 23 年 6 月 7 日 17 時に、6 月 7 日付本訂正プレスリリースの開示を行いました。

3. 9 月 21 日付本訂正プレスリリースを行うに至るまでの経緯

平成 23 年 6 月 9 日に、MA インターナショナルの財務状態に関する点につき、名証から当社に対し、同月 13 日を回答期限とする照会がなされていたところ、当社は、MA インタ

ーナショナルの債権者等が調査に非協力的であったこと等の事情があったために期限を遵守できず、結局、同月 16 日になってようやく当該照会への回答を提出いたしました。当該回答に対して、名証から追加の照会がなされたところ、当社は、同月 22 日に、本増資の割当先である MA インターナショナルの今後の投資方針が変わった旨を、照会事項への回答として名証へ報告いたしました。これは、MA インターナショナルとしては、当社本体に対する増資をいずれ行うことを前提として、とりあえず KFE 香港への増資を行ったという経緯があったところ、同月 18 日、元代表が MA インターナショナルに対し、MA インターナショナルによる当社本体への増資実現の可能性が低く、当初から目的としていた中長期投資が困難となった旨を伝えたことを受け、MA インターナショナルにおいては、当社本体への増資実施を前提としていた従前の投資方針を変更せざるを得ないことになったためです。

MA インターナショナルの投資方針が変更されたことにより、MA インターナショナルにおいて従前の投資方針を前提に進めていた債権者たる親密企業との債務免除を含めた協力交渉が破談となり、これに伴い、本プレスリリースにおいて前提としていた、MA インターナショナルは実質債務超過ではないとの当社の判断を基礎づける事実がなくなってしまったため、名証よりその点を修正する必要があるとの指摘があり、当社は、9 月 21 日付本訂正プレスリリースを開示いたしました。9 月 21 日付本訂正プレスリリースの開示が同日までずれ込んでしまいましたのは、元代表に権限が集中し、元代表が全てを決定するという当社の体質に従前より問題を感じていた元財務部長が 7 月 22 日に当社を退社してたため、業務を引き継いだ次の財務部長において本件増資に係る経緯等の把握に時間を要してしまったことなどの事情によります。

II 原因分析

当社が、不適切な開示を行ってしまった理由は、直接的には、緊迫した財務状況を受け、平成23年3月期の決算発表と本件増資原案の発表を同時にを行うことに固執した元代表が、増資を急ぐあまり、割当先に関する十分な調査等の準備を怠り、その結果なされた財務局や名証からの照会事項についても慎重に対処することをせずに、増資の実施を進めたことにあると考えております。しかし、より根本的な原因は、下記1及び2のとおり、当社におけるガバナンスの機能不全、コンプライアンスに対する意識の欠如及び適時開示体制の脆弱性にあるものと認識しております。

1. ガバナンスの機能不全及びコンプライアンス意識の欠如

本件増資及びそれに伴う開示に際しては、元代表が、自らをプロジェクトマネージャーに選任し、割当先候補であったMAインターナショナルとの交渉、財務局及び名証に対する説明やこれらとの間の打合せの大半を、単独で行っており、当社としてこれを監視監督することができませんでした。また、当社において、本件増資決定の取締役会決議を行うに際しても、取締役間での実質的な議論、検討はなされず、書面により決議がなされておりました。

このような事態が生じてしまったのは、当社においては、従来から、当社の創業者である元代表が経営上の重要事項を決定しており、元代表が取締役会に諮る場合であっても、実質的な議論や検討は行われず、取締役会は元代表の決定を形式的に承認するだけの場となってしまっていたため、本件増資のような重要事項についても、実質的な議論、検討を行わないまま書面により決議することが疑問視されない状況となっていたことによります。すなわち、本件の原因は、取締役相互間のチェックが機能しておらず、取締役会が形骸化していたこと、及び、取締役の暴走に警鐘を鳴らすべき監査役会も形骸化していたことがあります。かかる形骸化を招いたのは、当社の創業者である元代表に過度に権限が集中てしまっていたことのほか、当社役職員のコンプライアンス意識が欠如していたこと、並びに、当社における社内規程の整備が十分ではなく、当社本体及び子会社における増資の際の割当先選定の基準や要調査事項が定められていなかったこと、また、選定や調査の状況について取締役及び監査役間で情報共有する体制も確立されていなかったことによるものと認識しております。

2. 適時開示体制の脆弱性

上記のようにガバナンスが機能不全を起こしていたとしても、適時開示体制が整備されていれば、開示を要する事項について、開示の適正を判断するための基礎となる情報が取

締役及び監査役に提供され、取締役会及び監査役会によるチェックがなされる端緒となり得たと考えられます。しかし、当社におきましては、適時開示規程において、管理本部をもって情報開示担当部署とし、CFO を情報取扱責任者した上で適時開示を遂行していく旨定めてはおりましたものの、実際には財務部長を兼ねる者が 1 人で実務担当者として適時開示を担当しており、人員が著しく不足しておりました。また、適時開示のプロセスについても、適時開示規程において一定の開示プロセスが定められ、内部監査室による当該社内体制についての監査も予定されてはおりましたものの、実際には実務担当者の属人的な判断に従って開示が行われ、開示事実が存在するかの確認等もなされないなど、極めて脆弱なものでした。そのため、当社の適時開示体制は、取締役会及び監査役会によるチェックがなされる端緒とはなり得ず、不適切な開示を防止することが出来なかつたものと認識しております。

III 改善・再発防止策

「II 原因分析」に記載された本件不祥事の発生要因を踏まえて、当社といたしましては、以下のとおり改善措置を実施しており、また、今後に実施する予定であります。

1. ガバナンスの機能不全及びコンプライアンス意識の欠如に対する改善・再発防止策

(1) 元代表の退任

当社においては、平成 23 年 6 月 29 日付け定時株主総会において 7 名の取締役が選任されましたが、そのうち元代表を除く 6 名が新たに選任された取締役でした。当社においては、係る新たな取締役の選任を契機に、これまでの当社の体制の見直し及び当社のガバナンスを含めた今後の在り方について議論を重ねて参りました。このような中、平成 23 年 9 月 21 日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日、元代表が一身上の都合により当社本体の代表取締役及び当社グループの取締役を全て辞任する旨を申し出たことから、当社としてこれを受理し、元代表に代わり三島一祥が新代表取締役に就任いたしました。

これにより、当社が不適切な開示を行ってしまう大きな要因の一つであった代表取締役に権限が集中し、社内で実質的な議論、検討が十分なされずに、意思決定がなされてしまうという問題点が解消され、取締役会による実質的な議論、検討及び監査役会による監視監督がなされるという、るべき体制を構築する前提が整いました。

(2) 新たな取締役の選任

上記(1)記載のとおり、本件増資後の平成 23 年 6 月 29 日に開催された当社の定時株主総会において、取締役 7 名及び監査役 2 名が選任されておりますが、このうち、元代表を除く 6 名の取締役全員は、いずれも新たに選任された取締役であります。

これにより、これまで元代表に権限が集中し、形骸化してしまっていた当社の取締役会が、各取締役の議論に基づいて経営の基本に関する事項を決定していく本来あるべき姿を取り戻しつつあります。このような変化が、(1)で述べた当社代表取締役の交代へと結びついたものと認識しております。

当社におきましては、引き続き、新代表取締役の三島を中心とした取締役会における意思決定過程を充実・強化させてまいります。

(3) 経営会議の設置

当社は、従前のように特定の取締役に権限が集中し、取締役会における意思決定が形骸化することで、特定の取締役が単独で会社経営上重要な事項を決定してしまうことを防止し、充実した審議のもとに会社経営上重要な事項を決定する体制を構築すべく、当社本体及び子会社の各取締役会とは別に、経営会議を設置いたします。経営会議は、社外役員を除く当社本体の役員、執行役員及び事業部長、子会社の役員及び事業部長を構成員とし、当社本体及び子会社の各取締役会に提案すべき事項及び経営に関する具体的執行方針等を含めた会社経営上重要な事項を協議または決議する会議体とする予定です。会社経営上重要な事項について適時の審議を可能とすべく、原則として月1回、当社にて開催いたします。

(4) 各社内規程の見直し

当社は、二度と代表取締役への権限集中を許さない体制を構築すべく、職務権限規程及び取締役会規程の見直しを実施いたします。

具体的には、まず職務権限規程につきましては、これまでには、経営の基本に関する事項の大部分につき、代表取締役の承認及びその後の取締役会決議による決裁に係らしめておりましたところ、これを見直します。具体的には、当社において、経営の基本に関する①新規事業に関する規程及び②資本政策に関する規程の2つの規程を新たに作成し、これらの事項については、まずは経営会議において審議して、承認及び決裁とともに取締役会にて行うようにするとともに、その他の経営の基本に関する事項についても経営会議での審議を経た上で取締役会で協議、承認、決済をするという流れを徹底いたします。

また、これまでには、定款により、取締役全員の同意があり、かつ、監査役の異議がなければ、どのような決議事項であっても、取締役会において書面決議をすることが可能とされていましたが、これを見直し、取締役会規程にて、経営の基本に関する事項に関しては、書面決議ではなく通常の取締役会により十分な審議を経て決議を行わなければならない旨の規定を新たに設けるよう規程を改訂いたします。また、緊急時においても、電話会議により適宜取締役会を招集いたします。取締役会が審議を経て決議を行うプロセスが実施されることにより、取締役会に出席する監査役によるチェック機能が実質的に担保され、意思決定の過程がより強化されます。

(5) 監査役会に係る体制整備

当社は、二度と代表取締役への権限集中を許さない確固たる体制を構築すべく、監査役会のチェック機能を担保する目的で、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備を実施いたします。

まず、監査役会が代表取締役と原則月1回のペースで会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことができる意見交換会を開催いたします。これと同様に、他の取締役、関係監査人、内部監査室との意見交換会も定期的に開催いたします。これにより、監査役会への情報共有体制を強化し、監査役による監査の実効性を確保いたします。

また、取締役会以外の経営会議につきましても、人事総務部長から各監査役に会議スケジュールを伝達することによって会議への出席機会を確保し、また、会議終了後に監査役会に対して議事録を送付いたします。これにより、監査役会への情報共有体制をさらに強化いたします。

加えて、監査役会の要請に応じて、各部署において社内資料を隨時提供できる体制を再度確認するほか、監査役会が要望した場合には、弁護士や公認会計士といった社外の専門家と速やかに意思疎通を図り助力を得られるようとする体制を整備いたします。これにより、監査役による監査の実効性をさらに強化いたします。

(6) 当社役職員の意識向上

当社の全ての役職員に対して、コンプライアンスや適時開示を含む業務上必要とされる諸制度についての意識・理解・知識を高めることを目的に、社内研修会・勉強会を実施してまいります。具体的には、平成23年11月以降、原則月1回のペースで、下記のとおり、当社の役員及び従業員向けに、社内研修会・勉強会を開催することを予定しております。

＜適時開示に関する社内研修会・勉強会＞

開催予定日	参加予定者	講師	内容
平成 23 年 11 月 16 日	全役員及び部長以上の役職員	IR 担当者	当社の適時開示体制について
平成 23 年 12 月 21 日	全役員及び部長以上の役職員	IR 担当者又は外部講師	会社情報適時開示等に関する手引き
平成 23 年 1 月 18 日	全役員及び部長以上の役職員	IR 担当者又は外部講師	金融商品取引法におけるディスクロジヤー制度

＜コンプライアンスに関する社内研修会・勉強会＞

開催予定日	参加予定者	講師	内容
平成 23 年 1 月 18 日	全役員及び部長以上の役職員	内部監査室	役員責任を含めたコーポレート・ガバナンスについて再認識する
平成 23 年 2 月 15 日	全役員及び部長以上の役職員	内部監査室	内部統制体制について再認識する

2. 適時開示体制の脆弱性に対する改善・再発防止策

当社においては、適時開示資料の作成及び資料作成後のチェック体制の整備が必ずしも十分でなかったため、社内及び社外（取締役会、監査役会、財務局、名証、弁護士、監査法人等）によるチェックを機能させる体制を整備し、適時に適切な開示を行うため、「適時開示フロー」を定めて、取締役会及び代表取締役、並びに社内の各部門及び管理統括本部、並びに社外の各機関との間の充実した連携の下に、当該適時開示フローに基づいて適時開示を行います（添付の適時開示体制フローを参照ください。）。

また、適時開示体制整備の一環といたしまして、社外コンサルタントの活用を含め、新たに適時開示担当者を増員いたします。これにより、「適時開示フロー」の実践が確実なものとなると考えております。

さらに、これまで適時開示規程が実践されておりませんでした経緯に鑑みまして、上記 1(6)記載のとおり、適時開示についての意識・理解・知識を高めることを目的に、当社の役員及び部長以上の役職員向けに社内研修会・勉強会を原則月 1 回のペースで開催し、「適時開示フロー」の実践を確実なものといたします。

加えて、監査役会による「適時開示フロー」に係る社内体制の監査を定期的に行い、適切に運用されているか否かを隨時検証することで、「適時開示フロー」の実践を確固たるものにします。

今後、当社におきましては、「適時開示フロー」を徹底して実践することで、適時に適切な開示を行ってまいります。

3. 改善・再発防止策の実施スケジュール

再発防止策の実施につきましては、下記のようなスケジュールを計画しております。

実施項目	期間(月)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1. ガバナンスの機能不全及びコンプライアンス意識の欠如に対する改善・再発防止策										
(1) 元代表の退任			→							
(2) 新たな取締役の選任			→							
(3) 経営会議の設置				設置		運用				
(4) 各社内規程の見直し				制定		運用				
(5) 監査役会に係る体制整備					運用					
(6) 当社役職員の意識向上					運用					
2. 適時開示体制の脆弱性に対する改善・再発防止策						運用				

4. 今後の当社の取り組み

この度の名証からの改善報告書の提出要請により、株主、投資家の皆様、お取引先様、一般消費者の皆様、その他多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後は本改善報告書に記載した改善策の方針に従って取り組み、皆様方の信頼に足る会社となるように、努力していく所存です。

尚、改善策の実施状況および推進状況につきましては、6ヵ月後提出予定であります改善状況報告書にて、ご報告させていただきます。

以上

適時開示フロー

